

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集

法務省民事局では、商業登記規則（昭和３９年法務省令第２３号）等の一部を改正することを予定していますので、これに対する皆様の御意見を募集します。

なお、皆様から頂きました御意見につきましては、当課において取りまとめた上、今後の省令改正の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和８年７月２４日（金）から同年８月２３日（日）まで

2 意見送付要領

住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、以下のいずれかの方法により意見募集期間の最終日必着で送付してください。

なお、電話による御意見は、お受けできませんので、御了承ください。

3 意見提出方法

○電子政府の総合窓口「e-Gov」の「意見提出フォーム」

○郵送

〒１００－８９７７

東京都千代田区霞が関１－１－１

※宛先は「法務省民事局商事課」としてください。

※封筒に赤字で「パブリックコメント（商業登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見提出）」と記載してください。

○電子メール：minji109@moj.go.jp

※宛先は「法務省民事局商事課」としてください。

※必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURLへのリンクによる御意見は受け付けられません。

※メールの件名を「パブリックコメント（商業登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見提出）」と記載してください。

4 問合せ先

法務省民事局商事課

○TEL：０３－３５８０－４１１１ 内線５９６６

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集